

A22 理事のうち 1 人を理事長とし、その者は医療法人を代表し、その業務を総理します。

【解説】

理事長とは、医療法人の代表権を有する者のことをいい、その業務を総理します。理事長以外の理事が代表権を有することはありません。理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行うことを職務とします。

理事長のみが医療法人の代表権を有することから、定款において、理事長の職務履行ができない場合の規定が定められている必要があります。

理事長は医師又は歯科医師の理事の中から選出されなければなりません。例外的に、医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合は、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得る必要があります。医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出することができる場合は、次の通りです。

1. 理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が医科又は歯科大学(医学部又は歯学部)在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場合
2. 次に掲げるいずれかに該当する医療法人である場合
 - (1) 特定医療法人又は社会医療法人
 - (2) 地域医療支援病院を運営している医療法人
 - (3) 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を運営している医療法人
3. 候補者の経歴、理事会構成(医師又は歯科医師の占める割合が一定以上であることや、親族関係など特殊の関係のある者の占める割合が一定以下であること)等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なう恐れがないと都道府県知事が認める医療法人である場合